

第13回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和7年7月8日(火) 午前10時00分から

○ 議 題

1 陳 情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

2 協 議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報 告

(1) 教育長報告

- ① 令和7年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料1)
- ② 練馬区立幼稚園検討委員会の設置について (資料2)
- ③ 練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について (資料3)
- ④ 練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について (資料4)
- ⑤ 練馬区立平和台図書館の指定管理者の公募について (資料5)
- ⑥ 練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブ
指定管理者の選定について (資料6)
- ⑦ 練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび
練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ指定管理者の選定について (資料7)
- ⑧ 令和7年度イングリッシュキャンプの実施について (資料8)
- ⑨ 令和7年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について (資料9)
- ⑩ その他

4 視 察

(1) 大泉小学校における授業

令和 7 年 7 月 8 日
教育振興部教育総務課

令和 7 年第二回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

◆ 小中学校の安全対策について 1

【質問】

- (1) 小学校通学路の防犯カメラは、設置後10年が経過し、今年度から3年かけて更新していくと聞いている。設置当初より地域の環境も大きく変化しており、設置場所も新たに検討していくべきである。区の所見を伺う。
- (2) 5月8日に立川市の小学校にて侵入傷害事件が起こった。この事件を受けて、区としてどのような対策を行ったのか伺う。また、アクションプラン年度別の取組計画では「令和8年度までに95校の電子錠設置」とあるが、侵入事件を防ぐためにも、早期の設置を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 小学校区域の全325台の防犯カメラについて、今年度から3か年で順次更新する。学校周辺の環境変化や学校の意見等を踏まえ、より効果的な設置場所を検討していく。
- (2) 立川市の事件を受け、翌日に各学校に対し、教育活動中の門扉の施錠、来校者への声掛けを徹底すること、児童生徒に対して不審者が侵入した時取るべき行動を確認する安全指導を実施すること、不審者対応訓練を実施し、必要に応じてマニュアルの見直しを行うことなどを通知した。
電気錠は、区立小中学校77校で設置を完了している。改築工事に着手している4校を除き、本年末までに、全校に設置を完了する予定である。

◆ 小中学校の安全対策について 2

【質問】

- (1) 本年5月、立川市の小学校に不審者が侵入し、教職員に暴行を加えた事件が発生した。犯人は児童の保護者の知人で、2階の教室まで教職員に知られることなく侵入されてしまったとのことである。この事件についての区の所見と、事件後、学校に対してどのような周知啓発を行っているのかを伺う。
- (2) 今回のように、保護者の関係者などの犯行や、本気で侵入しようとする者がいた場合、完全には防ぎきれないのが現状であると考え。より高い防犯対策が必要と考えるが、区の所見を伺う。あわせて、不審者対応訓練などの実施状況についても

伺う。

- (3) 学校は地域に開かれた施設であることが理想である一方、不特定多数の方が入れば、それだけ防犯対策は困難であるとする。地域との関わりと防犯の両立をどのように考えているか、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 立川市の事件は、当該校の児童の心に深い傷を負わせ、保護者を不安に陥れる、許しがたい凶行である。事件を受け、翌日に各学校に対し、教育活動中の門扉の施錠、来校者への声掛けを徹底すること、児童生徒に対して不審者が侵入した時に取るべき行動を確認する安全指導を実施すること、不審者対応訓練を実施し、必要に応じてマニュアルの見直しを行うことなどを通知した。
- (2) 現在も各学校では、教育活動中の出入口を限定するとともに、門扉の施錠を行い、来校時の要件等を聞き取った上で開錠するなどの対策をしており、保護者であっても明確な用件がなければ校舎内に簡単には入れないルールとなっている。
- こうした取組を行っていても、今回の事件のような侵入者を完全に防ぐことは難しい現状がある。そのため、各学校では、万一、不審者が侵入した場合に備え、年1回以上の不審者対応訓練を必ず行っている。昨年度からは、警察と連携し、実際に110番通報を行い、警察官が駆け付けるまでの対応を検証する、より実践的な取組も開始した。
- (3) 児童生徒の安全は、何よりも優先されるべきものである。そのためにも、保護者や地域と良好な関係を築くことは欠かせない。現在も「学校安全安心ボランティア」など、多くの協力を得ている。学校の安全対策の重要性を保護者や地域の皆様に理解いただくよう努めながら、引き続き、開かれた学校づくりの推進と安全対策の充実に取り組んでいく。

◆ 朝の子どもの居場所について

【質問】

- (1) 小学校に入学後、早く出勤する親が子どもの朝の居場所に困る「小一の壁」が問題となっている。シルバー人材センター等と連携し、子どもたちの安全を最優先に取り組むよう要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 現在区では、朝の居場所に関する必要性、希望する時間帯や支援内容などについて保護者アンケートを実施している。また、各小学校の開門時間前の児童の状況、見守り体制などを調査している。これらの結果を踏まえ、具体的な検討を進めてい

く。

◆ 学校統廃合について

【質問】

- (1) 小規模校の魅力に惹かれて、学区外や区外から豊溪中を希望して入学してくる子どもたちもいる。区は、小規模校の良さをなぜ評価しないのか。
また、区教委は小規模校のデメリットについて、平成21年の中教審の部会の報告書を根拠にしているが、現に豊溪中も光八小も20年以上にわたって、課題があるとする小規模な状況が放置されてきた。学校統廃合は、教育環境のためではなく、建物の老朽化と改築費用の削減が目的ではないか。あわせて区の所見を伺う。
- (2) 光八小には知的固定学級がある。仮に統合すれば、学級数も22学級となり、区が示す適正規模を上回る。環境が大きく変わるだけでなく、学校の規模が大きくなることで、きめ細かな対応ができるのか。また、「特別支援教育実施方針」では、今後、知的固定学級の教室数が不足する可能性があることが指摘されている。こうした中で学校を減らしていいのか。あわせて区の所見を伺う。
- (3) 光八小ねりっこクラブは現在50人規模だが、今後、統合されれば一気に160人規模になる。大規模化によって環境が良くなるのか、悪化することはないのか。区の所見を伺う。
- (4) 光八小の保護者からは、交通量の多い豊島園通りを通ることに不安の声が寄せられている。小学校低学年ではただでさえ荷物が多く、大きな負担ではないか。こうした不安にどう応えるのか、区の考えを伺う。また、豊溪中については、2回目の説明会で、区は自転車通学を認める方向で検討していることを明らかにした。これまで部活動の試合等の遠征では、どんなに遠くとも安全性の観点で自転車利用を認めてこなかった。こうした対応とも矛盾するのではないか。区の考えを伺う。
- (5) 区教委は、地域から出された声を受け止めようとせず、計画を押し付けており、住民の中に不信感を生み出している。ゼロベースから広く話し合いを行い、計画もそれにあわせて抜本的に見直していく姿勢が求められている。区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 学校は、教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもある。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置され

ていることが望ましいと考えている。学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、昨年「区立学校適正配置第二次実施計画素案」をとりまとめた。

小規模校のメリットについては認識しているが、過小規模化が進行するとデメリットの影響が大きくなり、学校運営に大きな課題が生じることが危惧される。計画素案で示したとおり、区の将来人口推計において、現在だけでなく20年後も過小規模の状況が見込まれること、改築時期が迫り、長寿命化改修も不適であることなどに鑑み、選定したものである。平成27年に文科省が取りまとめた手引でも、クラス替えができる学年が少ない規模の学校については「教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境の在り方を検討することが必要である」とされている。学校の適正配置は、改築費用の削減を目的として行うものではない。

(2) 田柄小への特別支援学級の移設に当たっては、改築にあわせて必要な教室数を確保するとともに、できるだけ児童への負担がないよう、教員の配置、指導法の継続などについて十分な配慮を行う。「特別支援教育実施方針」では、地域の支援学級在籍者数やニーズなどを踏まえて小学校に1校、中学校に1校、知的障害学級を増設することとしている。

(3) ねりっこクラブについては、田柄小を改築する際、改築後の児童数推計に基づいて必要なスペースを確保する。これまでに開設したねりっこクラブでは、特別教室などをセカンドスペースとして基準以上の面積を確保するとともに、校庭や体育館などを活用して児童が放課後を過ごせる環境を整備しており、田柄小でも同様である。

(4) 通学時の負担を軽減するため、他校と同様、重い荷物は学校に置いて帰れることを周知する。また、通学時の安全確保に向け、各学校での安全指導を徹底するとともに、通学路の安全点検を実施し、必要に応じて警察署や道路管理者などへの働きかけを行う。

豊溪中の通学区域のうち、現在よりも通学距離が遠くなる生徒には、ヘルメットの着用などのルールを定め、統合先である光が丘第一中に駐輪スペースを用意し、自転車通学ができるようにする。統合・再編により通学距離が区内で最長になること、保護者からの強い要望を踏まえて実施するものであり、これまでの対応と矛盾するものではない。

(5) 実施計画素案は、令和5年度に策定した基本方針に基づき策定したものであり、基本方針は素案の段階で、区民の皆様に幅広く周知し、ご意見を伺った上で、住民の代表である議会の皆様に説明して、成案としたものである。これまでに、学校での全体説明会に加え、保護者からのご要望を踏まえ、個別説明会を行ったほか、今

月末にはオープンハウスの実施も予定している。今後、様々なご意見を踏まえて、実施計画の策定に向けて進めていく。

◆ 英語教育について

【質問】

- (1) 区では現在、小学校3・4年生を対象とした「外国語活動」と、5・6年生を対象とした外国語教科を実施しているが、授業時間の制約などから十分な学習時間が確保できていないと思っている。今後は、小学校から中学校にかけてより一貫性のあるカリキュラムを編成し、聞く、読む、話す、書くことの4技能の育成を推進していくことを要望する。特に、ネイティブ人材を確保し、日常的に英語を通じてコミュニケーションが可能な英語教育の充実を図るべきと考える。区の所見を伺う。
- (2) 一般教員の英語によるコミュニケーション能力の底上げのため、日本人教員とALTとの効果的なチームティーチングや研修を実施する必要があると考える。特にスピーキングとリスニングの向上のための機会を増やす取組や強化プログラムを実施していくことを要望する。区の所見を伺う。
- (3) 区では、2024年度から段階的にデジタル教科書の導入を進めており、特に英語教育などで活用の効果が期待される。そこで、タブレットを活用した海外とのオンライン交流・遠隔授業、Zoomなどのウェブ会議ツールを活用し、海外や他地域の児童生徒と英語で交流する機会を増やすことを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 各学校では英語の授業の中で、児童生徒同士での日常生活の会話やスピーチ・プレゼンテーション等を行う機会を設け、実用的な能力の向上を図っている。
「聞く」、「読む」、「話す」、「書く」の4技能をバランスよく育むため、小学生は英語4技能検定、中学生は東京都の英語スピーキングテスト等を活用して児童生徒一人ひとりの課題を把握し、指導に取り組んでいる。
授業時間については、学習指導要領に基づき適切な時数を確保している。授業外でも、ALTと休み時間に遊んだり、給食を食べながら会話をするなど、ネイティブの英語を学ぶ機会を充実させている。
- (2) 各学校では、日常的に英語科教員とALTが打合せを行い、授業改善に取り組んでいる。区教委では、定期的に英語担当の教員とALT合同の研修を開催し、互いに理解を深めるとともに、意見を出し合いながら模擬授業を実施するなど、指導力の向上を図っている。
- (3) 区内には、海外の学校の生徒とオンラインで交流している学校や、複数のALTを

オンラインでつなぎ、児童が少人数で会話できるようにしている学校がある。こうした工夫を全校に周知し、更なるICTの活用を促していく。

◆ 子どものコミュニケーション能力を高める取組について

【質問】

- (1) 文科省は「主体的・対話的で深い学び」の観点で、演劇は能動的な学習の一環として効果が大きいと示しており、演劇教育が注目されている。当区においても先進事例の成果をもとに、演劇教育や生きづらさを感じている子どもの弱点改善のためのトレーニングであるコグトレ等、コミュニケーション能力向上につながるプログラムを全校で行うことを要望する。区の所見を伺う。
- (2) 現代は、生まれた時からスマホでの親子間のコミュニケーションがはじまり、LINEなどのコミュニケーションツールでは、スタンプで会話が成立し、感情を深く伝える言葉を使わないため、他者への感情にも共感しにくくなっている。
家庭内で語彙力やアタッチメントを高めるために、絵本の読み聞かせの重要性について周知するとともに、親自身が感情教育に必要なスキルアップ方法について学べる講習会等を実施することを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 各学校では、グループ学習を通じて、自分の考えを伝えたり相手の思いを汲み取ったりする活動を、各教科等の指導で行っている。また、学芸会や学習発表会などの文化的行事において、演劇の要素を取り入れながら表現力や想像力を高める取組も行っている。こうした取組を通じて、引き続き子どもたちのコミュニケーション能力の向上を推進していく。
- (2) 家庭での絵本の読み聞かせは、子どもの情緒を養う重要な機会であり、ブックスタート事業などを通じて、引き続き重要性を啓発していく。また、保健相談所では、乳幼児健診等の際に、子どもへの言葉のかけ方など親子のコミュニケーション方法を具体的に学べる機会を設けている。今後もこうした取組を着実に進めていく。

◆ 性教育等について

【質問】

- (1) 現在、ほぼ全ての区立小中学校で生理用品の設置が行われている。学校以外に子どもたちが多く訪れる学童や児童館、青少年館等のトイレにも生理用品の設置していただきたい。区の所見を伺う。
- (2) 「性暴力等防止特別対策委員会」の提言を踏まえて、今年度から人権を基盤にし

た教育・研修プログラムの作成および継続的な実施が行われるとのことだが、具体的にいつまでに、どのように行っていく予定なのか伺う。

また、特に避妊や人工妊娠中絶といった、学習指導要領に示されていない内容の性教育を行う場合、保護者の了承を得る、外部講師の活用が有効と東京都より示されていると思うが、避妊や中絶について学ぶ機会があるのか伺う。

(3) 生理や生理用品についても性別を問わず指導を行う機会があればと考える。生理についての知識やエピソードを読みやすく分かりやすいマンガ形式リーフレットをつくり配布してはいかがか。タブレットにも格納していつでも見られるとなお良いと考える。区の所見を伺う。

(4) 2023年に武蔵野市の公立小学校で、男子児童が学習用タブレットで女子児童の着替えを盗撮したというニュースがあった。それ以後も、同様の事件が絶えない。盗撮した画像がSNSを通して気軽に売買されたり、画像や情報を流出させるいじめ目的でも行われており、深刻な被害を生んでいる。

区でも同様の事例は観測されているか。盗撮が犯罪であることの周知や、どのような指導や防止策を講じているのか伺う。

【答弁】

(1) 区立小中学校では、「早急な対応が必要となり、保健室まで来ることが困難な場合がある」「小中学生は、いつ必要になるかという不安が大きい」などの声を受けて、今年度からトイレに生理用品を設置している。学童クラブは、順次校内化を進めており、トイレの共用による対応を図っている。

児童館や青少年館は、小中学生だけでなく、乳幼児の親子連れから高校生・若者世代まで様々な方が自由に来館している。各館の利用者の状況を踏まえ検討していく。

(2) 区は昨年度、「性暴力等防止特別対策委員会」からの提言を踏まえ、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの趣旨等を反映した、区独自の「人権を基盤とした教育・研修等プログラム」を作成し、今年度から全ての学校・園で開始している。

教職員に対しては、対象を全教職員に拡充し、性暴力の未然防止や早期発見、被害者のケア等について、管理職、生活指導主任、新規採用教員など、職層や年数に応じた研修を4月から順次行っている。新たな取組として、大学教授監修の動画資料等を活用している。

幼児・児童生徒には、5・6月の性暴力等防止強化月間の中で、これまでに行ってきた生命（いのち）の安全教育の内容を発展させ、より自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けられるよう、全学年で発達段階に応じた授業を行っている。中学校2年生には全校で、「いのちの授業」として、保護者の理解・了解を得

た上で、助産師による「妊娠の経過」「避妊法」「人工妊娠中絶」等の指導を行っている。

これらの取組については、12月に設置予定の「性暴力等防止対策評価委員会」において報告・検証し、次年度の取組に繋げていく。

- (3) 生理に関する具体的な知識については、保健の授業で性別に関係なく学習している。小学校4年生では、生理が起こる理由や時期等について、中学校1年生では、排卵・妊娠の仕組み等を学んでいる。教科書には、イラスト等を用いて分かりやすく掲載されており、二次元コードを読み込むと動画による解説も見ることができる。改めて別のリーフレット等を作成する予定はない。
- (4) 児童生徒間で盗撮のような犯罪行為は確認されていないが、性に関するSNSトラブルの報告は受けている。学校では、加害児童生徒に対して、二度と行わないよう情報モラルや人権尊重の観点から指導を行い、保護者にも指導内容を報告している。また、区では、SNS練馬区ルールやタブレットに関するガイドラインを通して、マナーやルールを指導している。今後も情報機器の適切な利用に向けて、指導していく。

◆ 部活動の地域移行について

【質問】

- (1) 地域移行を進める上で、平等に教育を受ける権利をはじめとする、これまで子どもたちにとって当然に認められてきた権利が失われないよう、子どもの権利の視点で進めるべきである。そのためには、教育委員会や地域文化部だけでなく、参加にかかる経費の補助や居場所の確保など、子どもに関する様々な施策を講じる関係部署とも同時に連携を図る横断的な体制整備が必要と考える。区の所見を伺う。
- (2) 一部の学校・部活動で、保護者負担の有無によりコーチの直接指導を受けられる生徒と受けられない生徒が混在する状況となっており、保護者から困惑の声が上がっている。家庭の経済状況によって受けられる指導内容に差が出てしまう可能性があると考えますが、教育の公平性の担保という面から、教育委員会としてどのように認識しているか、区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 部活動の地域移行に向け、昨年6月から教育委員会、地域文化部、学校、保護者、地域スポーツ団体等の代表による検討を開始した。今月8日から、「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、休日にスポーツ活動を行う場を提供するモデル事業が始まっている。今後、モデル事業を通じて課題を整理し、必要に応じて関連部署と協

議しながら、全区展開に向けて取り組んでいく。

- (2) 現在一部の学校で、生徒や保護者からの強い要望を受け、通常の部活動とは別に、保護者の費用負担により専門性の高い指導者を迎えている事例がある。当該校では事前に生徒・保護者へ説明し、理解を得たうえで進めている。現在教育委員会として進めているモデル事業とは異なるものであるが、活動機会の平等性には十分配慮するよう伝えている。

◆ 中学生の居場所について

- (1) 部活動の地域移行を進めるに当たり、中学生が放課後、安心して過ごせる場がさらに必要である。中学生が安心して過ごせる居場所を当事者の声を聞きながら早急にするべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 児童館では、中高生が安心して過ごせる居場所となるよう取り組んでいる。来館した中高生は、思い思いに、友達と会話をして時間を過ごしたり、ギターやドラム、ダンスの練習、ボードゲームやeスポーツなどで同世代の交流を深めたりしている。

また、開館時間を延長して「中高生タイム」を、各館で週2日から3日、指定管理者制度を導入した館では週6日実施している。利用者は年々増加し、昨年度は約5万3千人が来館した。

なかでも、お茶やお菓子を食べながら談笑したり、時には児童館職員も加わって相談もできる中高生カフェ事業は、家庭・学校以外で信頼できる大人と出会う機会でもあり、人気となっている。

引き続き、中高生の声を聴きながら居場所の拡充を進めていく。

◆ 不登校対策について

【質問】

- (1) コロナ禍を経て、子どもたちは、少しずつ元の生活を取り戻しつつあるが、教育現場の状況はどのように変化しているのか伺う。
- (2) コロナ禍に増加した不登校児童生徒数は、現在どのように変化しているのか伺う。
- (3) 学校、不登校児童生徒、長期欠席児童生徒とその保護者が情報を得ることができ、支援が的確に行き届くことが重要と考える。不登校児童生徒一人ひとりに寄り添った学習方法や居場所があることについて、教員や児童生徒、その保護者へどのように周知しているのか伺う。
- (4) 病気や家庭の方針等で長期欠席している子どもに、区はどのように対応している

のか伺う。

- (5) 病気で長期欠席した児童生徒の再登校初日の学校側の対応は、事前に児童生徒の家庭での様子を保護者からヒアリングするなど、丁寧な迎え入れが登校継続につながると考える。教員の研修や校内外の会議が、既存のままで良いか検討が必要と考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) コロナ禍に講じた制限を徐々に解除し、授業や給食の時間、運動会などの各行事も含め、概ね従前どおりの教育活動を実施している。コロナ禍をきっかけに導入されたオンライン授業やタブレット端末を使った学習については、不登校児童生徒の学習支援や、家庭での自主学習などに活用している。

- (2) 区内の不登校児童生徒数は、コロナ禍前の令和元年度の900人から、令和5年度には1,648人となり、この4年間で約1.8倍に増加している。現在も増加傾向は続いており、国等の分析では、コロナ禍における児童生徒の登校意欲の低下傾向が未だ継続しているほか、令和元年度に国が示した、「登校するという結果のみを目標としない」という考え方が学校や保護者に浸透してきたことなどが挙げられている。

- (3) 令和5年8月に策定した不登校対策方針に基づき、児童生徒の将来的な社会的自立に向け、区独自の支援員を全校に配置し校内の居場所を確保するほか、トライ、フリーマインド事業、校外の居場所支援事業等、継続した支援に取り組んでいる。

学校では主に学級担任やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員が、区内4か所の教育相談室では心理職の職員が、不登校に悩む保護者や児童生徒の相談に応じ、一人ひとりの状況を把握したうえで、様々な学習支援や居場所があることを伝えている。

また、現在、保護者や教員向けに、不登校の受け止め方や支援事業などを分かりやすく紹介するパンフレットの作成を進めている。今後もより分かりやすい周知に努めていく。

- (4) 長期欠席児童生徒は、国の定義では30日以上累計して欠席している児童生徒であり、不登校のほか、近年、病気による欠席者数が増加している。長期欠席の理由は様々であり、特に当校再開時には当該生徒の負担に配慮するなど、学校と家庭、関係機関が連携し、きめ細やかな相談・支援を行っている。

教員に対しては、実際の事例に基づきグループワークを行って対応策を考える研修や、保護者や児童生徒との接し方を学ぶ研修等を行い、対応力の向上を図っている。

- (5) 各学校で、休みが続く児童生徒への支援策を協議する「校内支援会議」に、スクールカウンセラー等の専門職を加え、多角的な視点で検討を進めている。今後ここ

うした取組を充実していく。

◆ 不登校離職への対策について

【質問】

- (1) 「不登校離職」とは、子どもが登校できないことから、親の働き方や、仕事の向き合い方を、変えざるを得ないため、休職や離職をするというものである。社会問題として、子どもの登校拒否や不登校には、親や家庭の環境変化にも目を向けた支援が必要となる。民間フリースクールや不登校の子を持つ親の会等への情報提供に加え、他部署との連携による相談窓口も必要と考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 不登校の児童生徒を支えていくためには、保護者や家庭も含めて支援していくことが重要である。令和3・4年度に実施した不登校実態調査でも、約7割の保護者が、お子さんに関することで何らかの相談先や手助けが必要と回答している。これを受け、令和5年度に策定した対策方針において「保護者が抱える不安に寄り添った支援の充実」を主要項目に位置づけ、各取組を進めている。

学校教育支援センターでは、区内4か所の教育相談室において、心理職の職員が日常的に相談に応じているほか、保護者向け講演会を年16回実施し、参加者同士が話し合う場を提供している。また、トライ・フリーマインドなどにおいても保護者交流会や個別面談などの支援を行っている。

こうしたなかで、一人ひとりの状況を把握し、様々な学習支援や居場所があることを伝えており、生活や仕事に関する相談を頂いた際には、生活サポートセンターなど福祉部門との連携を図っている。今後も各家庭に寄り添った支援に取り組んでいく。

◆ 学校および保育所における熱中症対策について

【質問】

- (1) ヒートアイランドは年々悪化している。学校および保育所における熱中症対策への取組状況を伺う。また、ミストシャワーなどの機材を導入して、子どもたちの夏の遊びの多様化を図ることを提案する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校および保育所では、熱中症の予防措置や発生時の対応を定めたガイドラインに基づき対策を進めている。屋内外で活動を行う場合には、活動前および活動中の暑さ指数を把握し、定期的な休憩・給水時間を確保することとしており、対策の徹

底を周知している。

昨年度、テントおよびミストシャワー組立キットを全区立小中学校に2組ずつ配布し、日常の学校活動や運動会等の行事で活用している。また、経口補水液・塩分タブレットを配布するとともに、空調未整備の体育館・武道場には冷風機を設置している。

夏場のプール遊びをはじめとした園庭活動が継続できるよう、昨年度からミストシャワー組立キットを全区立保育所に配備している。また、認可外を含めた民間の保育施設全てに熱中症対策給付金を支給し、環境整備を支援している。各園では、ミストシャワーやタープなどを活用し、園庭活動に取り組んでいる。

引き続き、こうした取組を通じて、子どもたちが安全に活動できる環境づくりに努めていく。

◆ 教育学習環境について

【質問】

- (1) 近年の猛暑が、学習環境にも大変な影響を与えている。東京工業大学の教授が夏に実施した、学校の教室におけるサーモグラフィ調査では、設定温度17℃でエアコンをフルパワーで稼働させても室温は下がらず、特に屋上の真下の4階の天井では40℃以上にもなり、各階の窓際の温度も高い状況とのことであった。

学校現場では、3階以下の教室や体育館を使用するなど様々な工夫をせざるを得ない状況にあり、苦慮している。

今夏に向けて、例えば、スポットクーラーやミスト扇風機等をリースで提供するなど、猛暑の学習環境への支援を講じるべきである。区の所見を伺う。

- (2) 令和4年度より、全国の公立小学校の高学年に対して教科担任制が本格的に導入され、文科省は、この制度について、「中1ギャップ」の解消や複数教員による多面的な児童理解、過酷な労働環境を改善する効果が期待できるとの利点を示し、今年度からは、対象を小学3・4年生に拡大していく方針も示している。

区でもモデル校が増えているが、現在の状況と成果・課題等について、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 昨年度区が行った全小学校の教室の室温測定では、最上階の教室の多くで30度を超える日があった。応急対応として、機能の低下した空調機の分解洗浄を行うとともに、根本的な対応として、今年度から3年間で、改築に着手している学校等を除く全学校の普通教室等の空調機を更新していく。更新に当たり、最上階の教室につ

いては、空調機を2台に増設する方針である。スポットクーラー等の設置には、電気容量や騒音、設置スペース等の課題がある。空調機の更新を着実に進めていく。

- (2) 区では、東京都教育委員会のモデル事業を活用し、現在、小学校4校において、道徳科など一部の教科を除き、教科担任制を実施している。

各学校からは、個々の専門性を生かした指導や授業準備の効率化につながることで、複数の教員による多面的な指導・支援が可能となるなどの成果が挙げられている。一方で、担任が担当していない教科の学習状況の把握が難しい、教員間の情報共有をこれまで以上に行う必要があるなどの課題が挙げられている。今後、全校への展開を見据えて、各学校での成果や課題を踏まえながら、より効果的な指導体制について検討していく。

◆ 学校給食と保育園給食について

【質問】

- (1) 学校給食では、「加熱調理後2時間以内の喫食」が原則とされている。児童生徒の安全を第一に考えた重要な基準であるが、現場では、調理後の急速な冷却が難しく、時間内に提供できない恐れがあるために、特に夏季においては和え物やサラダのようなメニューの提供をためらう栄養士がいると聞いている。しかし、こうした季節の食材を使った献立は、子どもたちにとって、栄養面のみならず、旬の味覚を楽しみ、食への関心を育てる「食育」の観点からも重要である。

「加熱調理後2時間以内の喫食」に対応するための冷却体制についての区の考えと、真空冷却器等の設備導入状況を伺う。

また、和え物・サラダ等を含む季節食材の提供を通じた「食育」の重要性について、区としてどのように捉えているか伺う。

- (2) 現在、調理済み食品は、教室での配膳までの間、冷房機器のない廊下に置かれている。冷房機器のない廊下では、夏場はかなりの高温となっている可能性が高く、食中毒の危険性が増すことが予想される。調理済み食品の温度管理について、区はどのように認識をしているか。また、課題がある場合、どのような対応が考えられるのか、区の所見を伺う。
- (3) 区内の公立小中学校における給食の食材費の高騰が、給食提供の内容や質にどのような影響を与えているのか、現状認識と課題に対する対策や予算措置について伺う。
- (4) 物価高騰により、限られた予算の中での献立作成や調達先の見直しなど、栄養士の業務が増大していると聞いている。実態をどのように把握されているのか、区の

所見を伺う。

- (5) 現在、区内の保育園給食において、地元農業者が収穫した練馬産野菜を給食で提供している。地産地消の観点から、保育園給食における練馬産野菜の使用割合を今後さらに拡大して頂きたいと考える。この事業の課題認識とあわせて区の所見を伺う。

また、子どもたちへの食育の観点からも、地元の農産物に親しむことは極めて重要と考える。練馬産野菜を使った献立や、農業者との交流プログラムの充実について、区の取組状況と今後の方向性を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、加熱調理後2時間以内の給食提供に対応するため、加熱調理した野菜を短時間で冷やすことができる真空冷却器の導入を進めてきた。各校の給食室の空きスペースの状況や現場職員の意向等を確認しながら設置を進め、現在、設置可能な学校39校全てに導入済みである。設置できない学校では、水冷または業務用冷蔵庫を活用し、2時間以内の給食提供に対応している。今後、改築等のタイミングにあわせ、真空冷却器を設置するほか、必要に応じて新たな調理機器の導入についても検討していく。

季節食材を使った給食の提供は、児童生徒が季節の移り変わりを感じながら、様々な味を体験できる貴重な機会である。今後も、サラダや和え物を含め、季節食材を活かす工夫をしながら旬の野菜を提供していく。

- (2) 食中毒防止のためには、調理済み食品の温度を適切に管理することが重要である。調理終了から提供までの時間をできる限り短くするため、メニューごとに調理工程を適切に管理するとともに、調理終了後の各クラスへの迅速な配膳に努めている。現在、調理後の給食が長時間廊下に置かれるような状況はなく、引き続き着実に取り組んでいく。
- (3) 近年の物価上昇の動向を踏まえ、当初予算において既に学校給食の予算を増額しており、現時点で、給食の内容や質に影響は出ていない。昨年度は、米の大幅な価格上昇に対応するため、教育委員会で価格上昇相当分の米を一括調達し、各校に配布した。今年度も、想定を超える食材費の上昇が見込まれる場合には必要な対策を講じ、安全で栄養バランスの取れた給食の提供に支障が出ないよう取り組んでいく。
- (4) 昨年度、全校の栄養士を対象に、学校現場の給食の運営実態についてアンケート調査を行った。その結果、ほぼ全ての学校で栄養バランスの取れた給食が提供できている一方、食材の選択に苦労している等、悩みを抱えている学校も数校あり、保健給食課の栄養士が個別に状況を確認し、必要に応じてアドバイスを行ってきた。今後もこうした取組を進めていく。

(5) 保育園では学校給食に比べ1園当たりの使用食材量が少ないため、同一食材を使う際には区内事業者の協力のもと、複数園同時に配送している。区内産農作物の使用を増やしていくには、取扱事業者の確保や効率的な配送方法などが課題であると考えている。事業者には区内産農産物の取扱いを働きかけるなど、引き続き、拡充に向けて検討していく。

農業者の協力による収穫体験は、食への興味や関心に繋がるなど、食育の観点からも重要である。昨年度は、区立保育所6園で、園児が近隣の農園で収穫した野菜や果樹を給食やおやつで提供しており、園児にも好評である。こうした取組を、私立保育所を含め各園に周知するとともに、関係部署と連携し、農業者とのマッチングを進めていく。

◆ 学校給食における栄養士支援について

【質問】

(1) 栄養士の半数は会計年度任用職員である。会計年度任用職員の栄養士は、勤務日数が月17日以内という制約もあり、栄養士間の横のつながりが希薄で、最新の情報や普段の業務で抱えている課題について情報共有する場が少ないのが現状である。勤務形態にかかわらず、知見を持ち寄り、共に支え合える体制づくりが求められている。

現在、会計年度任用職員として配置されている栄養士に対して、区としてどのような情報共有の仕組みやサポート体制を設けているのか伺う。また、都の栄養職員との連携強化や、研修・情報交換の機会を確保するための取組について、区の見解を伺う。

【答弁】

(1) 区は、会計年度任用職員として学校に配置される栄養士が、学校給食に関する専門知識や区の食品衛生管理基準等を習得できるよう、新規採用研修、栄養管理や食物アレルギーに関する研修等を年間13回実施している。また、保健給食課の栄養士が全校の献立内容を確認し、栄養バランスや調理工程の注意点等について個別にアドバイスしているほか、各校の優れた献立を取り入れた参考献立を作成し共有することなどにより、栄養士をサポートしている。

また、都の栄養士も含め、全校の栄養士が参加する合同研修を定期的に行い、グループワークや情報交換を行い、栄養士間の連携強化に取り組んでいる。今後もこうした取組を継続し、栄養士が安心して働ける職場づくりに取り組んでいく。

◆ 学校給食について

【質問】

- (1) 昨年度、区は一括購入したコメを各学校に配給した。今年度も下半期に向けて速やかな対応が必要だと考える。また、1食当たりの食材費の引き上げが急務だと考える。あわせて区の所見を伺う。
- (2) 不登校児童への対応では、23区中6区で給食費相当分の助成を始めた。練馬区でも助成を行うべきと考える。区の所見を伺う。
- (3) 栄養士の半数は会計年度任用職員である。会計年度任用職員は、就業日数や就業時間が限定され、献立作りや事務作業に追われて、食育指導やきめ細かい成長・発達の把握にまで手が回らないとのことである。正規職として採用すべきと考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 近年の物価上昇の動向を踏まえ、当初予算において既に学校給食の予算を増額しており、現時点で、給食の内容や質に影響は出ていない。昨年度は、米の大幅な価格上昇に対応するため、教育委員会で価格上昇相当分の米を一括調達し、各校に配布した。今年度も、想定を超える食材費の上昇が見込まれる場合には必要な対策を講じ、安全で栄養バランスの取れた給食の提供に支障が出ないように取り組んでいく。
- (2) 学校給食費の無償化については、自治体の判断に委ねるのではなく、国が明確な方針を示すよう、要望してきた。都が国に先行して公立小中学校の学校給食費の無償化を開始したことを受け、区は、都の補助制度を活用して全面無償化を実施している。都の補助制度は不登校の児童生徒は対象としておらず、現時点で区が独自に補助を行う考えはない。
- (3) 学校栄養士は、国が定める基準等に基づき都が配置することになっており、2校に1名配置されている。区は、それを補完するため、独自に会計年度任用職員を採用し、全校に栄養士を配置している。区として常勤職員を採用する考えはない。児童生徒への食育指導等については、学校として組織的に取り組んでおり、栄養士の業務に必要な勤務時間は適切に確保している。

◆ こども誰でも通園事業について

【質問】

- (1) 「こども誰でも通園事業」について、区では、独自に利用時間を月48時間に大幅に拡大し、7月から私立保育所等10か所で試行すると伺っている。今後、どのように展開されるのか、また、既存の預かりサービスとの共存について、どのように考

えているのか、区の所見を伺う。

【答弁】

(1) こども誰でも通園事業については、国のモデル事業における課題を踏まえ、区独自に利用上限時間の拡大や事業者への運営費補助の拡充を行うなど、より利用しやすくする。7月から、私立保育所等10か所で試行し、順次拡大を検討している。来年度からの本格実施にあたっては、利用者や事業者の声などを踏まえ、今年度の試行内容を検証したうえで、事業の充実に向けて取り組んでいく。

こども誰でも通園は定期的に通園する事業であり、一時預かりは保護者の急病や仕事など様々な理由で一時的に子どもを預かる事業である。国は、一時預かり事業の在り方について今後検討するとしており、国の検討状況を注視していく。

◆ こどもの権利の保障について

【質問】

- (1) 区は、こどもの権利の保障がこどもに対する様々な取組の根幹であることを自覚し、また、その理念をこどもたち自身に伝えていくためにも、こどもの権利条例を策定すべきである。あらためて、区のこどもの権利条例に対する見解を伺う。
- (2) 学校や教育委員会などの所属から独立し、こどもの課題を横断的に見て権利擁護を行うことのできる第三者機関的な相談の場が必要であると考え。区の見解を伺う。
- (3) こどもに関わるより多くの人がかこどもの権利の保障について学び、情報共有できる機会が必要と考える。こども食堂に関わる人など、地域住民に対する研修の機会と、現場で把握したこどもの情報の共有はどのように行っているか伺う。

【答弁】

- (1) 区では、児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として、教育・子育て大綱や子ども・子育て支援事業計画を策定している。この大綱や計画に基づく施策を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図っている。区条例を制定する考えはない。
- (2) 日頃から、教員やスクールソーシャルワーカー、児童館職員などが子どもたちの話を丁寧に聞き取り、悩みを受け止めながら対応している。子どもたちの小さな変化にも気を配っており、様子に異変が見られた場合には、子ども家庭支援センターなどと連携し、支援している。必要な場合は、都が実施する「子供の権利擁護専門相談事業」や、東京弁護士会の「子どもの人権110番」の相談につなげている。
- (3) 区民や子どもに関わる関係機関を対象に、子どもの権利保障に関する講演会を実

施するなど、周知啓発を行っている。支援が必要な子どもの情報は、児童福祉等に係る関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、共有や調整を図り、支援方針を決定している。引き続き、関係機関と連携し、子どもの最善の利益を考え、支援していく。

◆ ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトについて1

【質問】

- (1) 区は「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」を創設し、社会的養護経験者の若者たちの境遇によるハンディキャップをなくすべく、家賃や光熱費の一部を補助、法律相談を行える場や同じ境遇の若者が交流できる場を提供していくと伺っている。他自治体では、これらの支援に加え、医療費支援や普通自動車運転免許、高等学校卒業程度認定試験等の就職に役立つ資格取得の補助、給付型奨学金を支給している自治体もある。練馬区でも拡充していただきたい。区の所見を伺う。
- (2) 当事業は社会的養護経験者以外でも、家庭内で虐待を受けていたり、親族からの経済的なサポートを得られないなど逆境にある若者も対象としているが、ホームページ等にもその旨が記載されていない。周知を図っていただきたい。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 4月から開始した本プロジェクトは、社会的養護経験者や里親等の声を聞き、必要とされる支援を体系化し、都児相と連携した都内初の取組である。
生活支度金や家賃・光熱水費等の経済的支援を行うとともに、弁護士による法律相談を実施している。6月14日には、NPO法人と連携して、社会的養護経験者によるシンポジウムを開催する。孤立を防止するため、7月から、LINEによる相談・連絡を開始するとともに、春日町青少年館内のねりま若者サポートステーションで、居場所事業を始める。
- (2) 対象者には、社会的養護経験者に加えて、虐待などにより、要保護児童対策地域協議会で支援してきた若者も含まれる。こうした若者には、個別に説明を行い、必要な支援につながるよう、きめ細かく周知している。
今後も、当事者の声等を伺いながら、支援が必要な若者が自立した生活ができるよう、事業の充実に取り組んでいく。

◆ ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトについて2

【質問】

(1) ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトについて伺う。

【答弁】 区長

(1) 私は昭和46年、当時の美濃部都政に惹かれて、日本の社会福祉行政を良くしようと理想を抱いて東京都に入った。希望通り、最初の10年間は福祉の現場で働いた。うち6年半が児童福祉であった。多摩地区や近県の児童養護施設を訪ねては泊まり込み、子ども達と遊んだ。若かった私に、幼い子ども達が群がって離れず、肉親の愛情に飢えた子ども達がいじらしくて愛おしくて、この子達のために自分ができることは全てやろうと心に誓った。私に抱きついてきた、沢山のか細い身体と手足の感触を忘れたことはない。

この体験から確信している。全ての子どもには無条件で絶対の愛情が不可欠なのである。

福祉局では、日本で初めて養子縁組を目的としない里親制度を創設し、さらに児童養護施設への家庭的な処遇の導入、児童相談所の増設と運営の改革など、微力ながら力を尽くした。

児童福祉は、公務員としての私の原点であり、今でもライフワークとなっている。

「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」は、二十数年にわたる児童養護の盟友であり、私が最も信頼し、敬愛する里親さんに相談し、具体的に事業を構築したものである。私の、永い永い児童福祉の取組の一つの到達点である。

生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓けるよう、児童養護施設や里親の手を離れた若者たちの自立を支援していく。

練馬区立幼稚園検討委員会の設置について

区立幼稚園は、少子化の進行、保育需要の高まり等により園児数が急速に減少している一方、障害児保育や3歳児以降の預け先としてのニーズが存在している。

令和6年度には「練馬区立幼稚園あり方検討委員会」を開催し、区立幼稚園の現状や取り巻く状況の変化を踏まえた課題等の議論を進めてきた。

この間の議論を踏まえ、今後の園児数の推移を踏まえた適正規模、障害児保育や3年保育など、将来を見据えた区立幼稚園の方向性やあり方について、具体的な検討を進めるため、「練馬区立幼稚園検討委員会」を設置する。

記

1 主な検討事項

- (1) 区立幼稚園の特色を活かした園運営について
 - ・障害児保育の拡充、3年保育や給食の実施、預かり保育時間の拡大など
- (2) 区立幼稚園による子育て世帯等への支援について
 - ・子育て世帯等への相談体制の充実など
- (3) 園児数の減少に伴う区立幼稚園の適正規模について

2 委員構成

学識経験者、区立幼稚園利用保護者、区立幼稚園長、私立幼稚園長等

3 これまでの経過

令和6年11月	第1回練馬区立幼稚園あり方検討委員会開催
12月	園児保護者等に対するアンケート実施
令和7年1月～2月	検討委員会委員による区立幼稚園視察
3月	第2回練馬区立幼稚園あり方検討委員会開催

4 今後の予定

令和7年6月23日	練馬区立幼稚園検討委員会開催
	以降、2～3か月に1回程度検討委員会を開催
令和8年度	練馬区立幼稚園検討委員会検討結果報告

令和 7 年 7 月 8 日
教育振興部保健給食課

練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者の選定について

練馬区立軽井沢少年自然の家については、令和 3 年 4 月 1 日から軽井沢フード株式会社を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和 8 年 3 月 31 日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

1 指定期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢 10 番地 8
軽井沢フード株式会社 代表取締役社長 塩川 博俊

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

少年自然の家は、区立小中学校の移動教室をはじめとした校外学習の受入れを第一義的な役割とし設置されたものである。指定管理者は、校外学習の受入れにあたり安全かつ効果的に校外学習を実施するため、学校関係者への支援や安全性の確保、区と地域関係者とのパイプ役としての役割を担っている。

現指定管理者は、施設開所当初より地域の関係団体との関係を構築しながら適正に業務を遂行してきた。長年の受託経験から、各学校等からの要望に応じて、交通事情や荒天時の対応策、過去の実績、留意すべき点など、様々な情報を提供することができ、計画段階の助言や自然観察等の同行により、安全かつ快適な校外学習の実施に向け支援を行っている。また、災害時においても、従業員の多くが施設周辺に居住しているため、迅速かつ安全な避難誘導を行うことが可能である。

よって、「区民サービスを維持するため、事業の継続性を確保する必要があることから、これまでの運営実績に基づき、指定管理者候補として選定することが最適であると認められる場合」（基本方針「特定の団体を指定管理者候補として選定する場合」(イ)④)に該当するため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

4 選定の流れ

- (1) 指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価する。

(2) 指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

※ 指定管理者の指定の議案は、令和7年第四回練馬区議会定例会に提出する。

5 評価項目・評価基準
別紙のとおり

練馬区立軽井沢少年自然の家 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管 理・安全性への 配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 (4) 食事提供における衛生管理体制
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 校外学習の受 入体制	(1) 校外学習の受入時の職員配置 (2) 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組
	8 地域への貢献	(1) 地域、関係機関との連携の推進

令和 7 年 7 月 8 日
教育振興部保健給食課

練馬区立武石少年自然の家の指定管理者の選定について

練馬区立武石少年自然の家については、令和 3 年 4 月 1 日から一般財団法人上田市地域振興事業団を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和 8 年 3 月 31 日に満了することから、次期の指定管理者の選定を行う。

1 指定期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

長野県上田市上丸子 1612

一般財団法人 上田市地域振興事業団 理事長 小相澤 隆幸

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

少年自然の家は、区立小中学校の移動教室をはじめとした校外学習の受入れを第一義的な役割とし設置されたものである。指定管理者は、校外学習の受入れにあたり安全かつ効果的に校外学習を実施するため、学校関係者への支援や安全性の確保、区と地域関係者とのパイプ役としての役割を担っている。

現指定管理者は、旧武石村が設立した外郭団体が前身となっており、地域住民や企業をはじめ、周辺自治体からの信頼度が高く、地域内での校外学習活動や少年団体活動などへの協力・支援を円滑に行うことができる。長年の受託経験から各学校等からの要望に応じて、交通事情や荒天時の対応策、過去の実績、留意すべき点など、様々な情報を提供することができ、計画段階の助言や自然観察等の同行により、安全かつ快適な校外学習の実施に向け支援を行っている。また、災害時においても、従業員の多くが施設周辺に居住しているため、迅速かつ安全な避難誘導を行うことが可能である。

よって、「区民サービスを維持するため、事業の継続性を確保する必要があることから、これまでの運営実績に基づき、指定管理者候補として選定することが最適であると認められる場合」（基本方針「特定の団体を指定管理者候補として選定する場合」（イ）④）に該当するため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

4 選定の流れ

- (1) 指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診

断結果等をもとに評価する。

(2) 指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

※ 指定管理者の指定の議案は、令和7年第四回練馬区議会定例会に提出する。

5 評価項目・評価基準
別紙のとおり

練馬区立武石少年自然の家 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組
	5 施設の維持管 理・安全性への 配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 (4) 食事提供における衛生管理体制
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 校外学習の受 入体制	(1) 校外学習の受入時の職員配置 (2) 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組
	8 地域への貢献	(1) 地域、関係機関との連携の推進

令和 7 年 7 月 8 日
教育振興部光が丘図書館

練馬区立平和台図書館の指定管理者の公募について

練馬区立平和台図書館については、令和 3 年 4 月 1 日から、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和 8 年 3 月 31 日に満了することから、次期の指定管理者を公募する。

1 指定期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 指定管理者の応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、公立図書館の指定管理業務を受託している実績を、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に 1 年間以上有すること。

なお、複数の法人等により構成された共同事業体として応募する場合は、共同事業体の代表団体が、公立図書館の指定管理業務を受託している実績を、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に 1 年間以上有すること。

ただし、一の共同事業体に参加している法人等は、法人等単体または他の共同事業体に参加して応募することはできない。

3 募集方法・募集の時期

(1) 募集方法

ねりま区報 7 月 11 日号で周知するほか、区ホームページに募集案内および募集要項を掲載する。

(2) 応募書類受付期間

令和 7 年 8 月 7 日(木)～令和 7 年 8 月 12 日(火)

4 選定の流れ

(1) 指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーションの内容、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価する。

(2) 指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

※ 指定管理者の指定の議案は、令和 7 年第四回練馬区議会定例会に提出する。

5 評価項目・評価基準
別紙のとおり

練馬区立平和台図書館指定管理者評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (※) (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組
	3 団体の施設運営実績	(1) 平和台図書館と同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案 (3) 図書館資料の管理に関する提案
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

※ 社会福祉法人、公益財団法人および公益社団法人等を指定管理者候補として評価する場合は、「(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無」に読み換える。

令和 7 年 7 月 8 日
こども家庭部子育て支援課

練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブ 指定管理者の選定について

練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブについては、令和 3 年 4 月 1 日から公益財団法人児童育成協会を指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和 8 年 3 月 31 日に満了することから、次期指定管理者の選定を行う。

1 指定期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

東京都千代田区四番町 2 番地 12
公益財団法人 児童育成協会
理事長 鈴木 一光

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

指定期間終了年度の前年度終了後に実施したモニタリングの最終総合評価において、指定管理者の評価が「良」であったため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

4 選定の流れ

- (1) 指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価する。
 - (2) 指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。
- ※ 指定管理者の指定の議案は、令和 7 年第四回練馬区議会定例会に提出する。

5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブ
評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団体 審査	1 安定性・ 継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設 の運営実 績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提案 審査	3 施設運営 体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験 を生かし た取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした 今後の取組
	5 施設の維 持管理・安 全性への 配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	6 効率的な 管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 施設特性 に応じた 提案	(1) こどもが安全に安心して過ごすための居場所としての取組 (2) こどもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応 (3) その他課題として捉えている内容・課題に対する取組
	8 地域への 貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび
練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ指定管理者の選定について

練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者の選定については、令和 3 年 4 月 1 日から株式会社ポピンズエデュケアを指定管理者として運営を行ってきた。その指定期間が令和 8 年 3 月 31 日に満了することから、次期指定管理者の選定を行う。

1 指定期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 選定の対象とする団体（現指定管理者）

東京都渋谷区広尾五丁目 6 番 6 号
株式会社 ポピンズエデュケア
代表取締役 田村 篤司

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

指定期間終了年度の前年度終了後に実施したモニタリングの最終総合評価において、指定管理者の評価が「良」であったため、今回は公募によらず対象とする団体を特定する。

4 選定の流れ

- (1) 指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価する。
 - (2) 指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。
- ※ 指定管理者の指定の議案は、令和 7 年第四回練馬区議会定例会に提出する。

5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび
練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団体 審査	1 安定性・ 継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 当該施設 の運営実 績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応
提案 審査	3 施設運営 体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	4 運営経験 を生かし た取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした 今後の取組
	5 施設の維 持管理・安 全性への 配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	6 効率的な 管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	7 施設特性 に応じた 提案	(1) こどもが安全に安心して過ごすための居場所としての取組 (2) こどもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応 (3) その他課題として捉えている内容・課題に対する取組
	8 地域への 貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

令和 7 年 7 月 8 日
教育振興部保健給食課

令和 7 年度イングリッシュキャンプの実施について

1 目的

実践的な英語によるコミュニケーションの機会を増やし、学習意欲を高める。

2 事業概要

- (1) 中学 1 年生の希望者を対象に、夏季休業期間中に 2 泊 3 日で少年自然の家および周辺の自然環境を利用して実施する。
- (2) 外国人英語講師の出身国を題材とした、異文化理解の推進を図る。
- (3) 班ごとに英会話形式で発表し達成感を得る。
- (4) 入学後の人間関係形成の場として活用する。

3 実施期間および実施施設

令和 7 年 7 月 21 日 (月) ~ 8 月 8 日 (金)	軽井沢少年自然の家	全 9 期
令和 7 年 7 月 21 日 (月) ~ 8 月 8 日 (金)	武石少年自然の家	全 9 期
令和 7 年 7 月 21 日 (月) ~ 8 月 8 日 (金)	岩井少年自然の家	全 9 期

4 日程

裏面のとおり

5 時間割 (例)

別紙のとおり

イングリッシュキャンプ実施日程表

方面	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
軽井沢	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期										
	開進一	練馬東	学園桜	南が丘	光丘二	開進四	豊溪	八坂	開進三										
	108人	85人	31人	68人	98人	133人	33人	50人	99人										
		旭丘	豊玉	石神井南	光丘一		豊玉二	練馬											
		35人	82人	101人	51人		72人	98人											
武石	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期										
	大泉学園	中村	上石神井	谷原	大泉北	北町	三原台	関	田柄										
	142人	151人	105人	131人	68人	75人	106人	139人	108人										
岩井	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期										
	開進二	大泉	石神井東	貫井	大泉二	石神井	石神井西	大泉西	光丘三										
	113人	204人	165人	109人	129人	143人	200人	137人	108人										

凡例

学校名
生徒数

※ 生徒数 = 6月25日時点の参加希望者数

イングリッシュキャンプ時間割 (例)

←英会話のみの時間帯

1日目 (指導目標)信頼関係を築く	2日目 (指導目標)チームでチャレンジ	3日目 (指導目標)表現する	
午前中 健康観察・学校出発	6:30 起床・健康観察・準備	6:30 起床・健康観察・準備	
11:30 バス宿舎着・開校式	7:00 朝食	7:00 朝食・部屋から荷物出し	
11:45 学校と事業者との事前打ち合わせ	8:30 ~ 9:00 ウォームアップアクティビティ 写真撮影	8:30 ~ 10:40 プレゼンテーション準備 リハーサル プレゼンテーション本番	
12:00 昼食 (バルデ)	9:00 ~ 11:30 フィールドワーク等 プレゼンテーション準備①		
13:30 ~ 16:30	オープニングセレモニー	12:00 昼食 (12:30から講師休憩)	10:45 閉校式 11:00 バス宿舎発
	イングリッシュキャンプの導入とグループレクチャー	アクティビティ等	
	ウォームアップアクティビティ	13:30 ~ 16:30 プレゼンテーション準備② 寸劇やインタビュー形式の発表に向けて資料を作成	帰路で昼食 お土産購入等
	異文化理解プログラム 外国人英語指導員の出身国やルーツとなる国について学ぶ	プレゼンテーション準備③ 発表練習 本番を想定したリハーサル	16:30 頃 帰校
17:00 自由時間	17:00 自由時間		
18:00 夕食	18:00 夕食		
19:00 学年レク	19:00 ダンスパフォーマンス		
20:30 係会議・班活動・入浴	20:30 係会議・班活動・入浴		
21:30 健康観察・就寝準備	21:30 健康観察・就寝準備		
22:00 消灯	22:00 消灯		

時程例の中の網掛けの部分は、外国人講師による英語指導を原則とします。

それ以外は、学校主導による生活指導の時間となります。

ただし、学校と運営事業者の打ち合わせにより、各学校ごとの時程は変更となる可能性があります。

※2日目の昼食中に英語指導を行うかどうかは各学校が選択できます。希望した場合は外国人講師が同席し、昼食をとります。

令和 7 年 7 月 8 日
教育振興部教育指導課

令和 7 年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について

1 目的

国際理解教育を一層推進するために、友好都市であるオーストラリア・イプスウィッチ市でのホームステイおよび学校体験等を実施して友好親善を深めるとともに、国際社会に貢献する心情と態度を育成する。

2 派遣期間

令和 7 年 7 月 20 日（日）～7 月 27 日（日） 8 日間

3 派遣生徒人員

66 人（各校 男子 1 人・女子 1 人 計 2 人）
練馬区立中学校 第 2 学年または第 3 学年生徒

4 派遣国および派遣都市

オーストラリア：クイーンズランド州イプスウィッチ市 他
今年度で 34 回目の中学校生徒海外派遣

※令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染症流行のため、中止

5 研修会日程

(1)	オリエンテーション	5 月 21 日(水)	16:30～18:00	練馬区立区民・産業プラザ (Coconeri) 3 階 ホール
(2)	事前研修会	6 月 14 日(土)	14:30～17:00	開進第二中学校セミナーハウス
		6 月 21 日(土)	9:00～16:00	開進第二中学校セミナーハウス
		6 月 28 日(土)	9:00～16:00	開進第二中学校セミナーハウス
		7 月 5 日(土)	13:00～16:00	開進第二中学校セミナーハウス
(3)	出発式	7 月 20 日(日)	15:00	練馬区役所アトリウム
(4)	帰着式	7 月 27 日(日)	21:15 解散予定	練馬区役所アトリウム
(5)	事後研修会	8 月 1 日(金)	13:00～16:00	地下多目的会議室
(6)	解団式リハーサル	8 月 19 日(火)	13:00～16:00	練馬区役所庁舎内(予定)
(7)	解団式	8 月 22 日(金)	15:30～16:30	生涯学習センターホール

6 訪問予定校

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) イプスウィッチ州立高校 | (2) レッドバンク・プレインズ州立高校 |
| (3) ブレーマー州立高校 | (4) バندانバ セカンダリーカレッジ |
| (5) ウッドクレスト州立カレッジ | |

7 日程および活動内容

	日程	時刻	内容	宿泊場所
第1日	7月20日(日)	15:00	出発式	■機中泊
		16:00	練馬区役所 発(専用バス)	
		18:30	成田空港 着	
		21:00	成田空港 発	
第2日	7月21日(月)	6:40	ブリスベン空港 着	■派遣生および引率教員： 各ホームステイ先泊 ■本部： ブリスベン市内ホテル泊
		午前	観光(施設等の見学)	
		午後	観光(ネリマガーデン見学)	
		15:00	イプスウィッチ 着	
	16:00	ホストファミリーとの対面 各ホストファミリー宅へ移動		
第3日	7月22日(火)	9:00	ハイスクールの授業参加	■派遣生および引率教員： 各ホームステイ先泊 ■本部： ブリスベン市内ホテル泊
		15:00	各ホストファミリー宅へ移動	
第4日	7月23日(水)	9:00	ハイスクールの授業参加	■派遣生および引率教員： 各ホームステイ先泊 ■本部： ブリスベン市内ホテル泊
		15:00	各ホストファミリー宅へ移動	
第5日	7月24日(木)	9:00	ハイスクールの授業参加	■派遣生：各ホームステイ先泊 ■本部および引率教員： ブリスベン市内ホテル泊
		15:00	各ホストファミリー宅へ移動	
第6日	7月25日(金)	9:00	ハイスクールの授業参加	■派遣生：各ホームステイ先泊 ■本部および引率教員： ブリスベン市内ホテル泊
		13:00	ハイスクール 発	
		18:00	さよならパーティー	
		終了後	各ホストファミリー宅へ移動	
第7日	7月26日(土)	終日	各ホストファミリーとの生活	■全員ブリスベン内ホテル泊
		16:00	指定スクール集合	
		16:30	指定スクール 発	
		17:30	ブリスベン内ホテル 着	
第8日	7月27日(日)	7:30	ブリスベン内ホテル 発	
		8:00	ブリスベン空港 着	
		9:30	ブリスベン空港 発	
		17:40	成田空港 着	
		19:10	成田空港 発(専用バス)	
		20:40	練馬区役所 着	
		21:15	解散(予定)	

令和7年度練馬区立中学校生徒海外派遣引率者一覧

No		所属等	職	氏名	備考
1	本部	練馬区教育委員会	教育振興部長	佐川 広	団長
2		石神井中学校	校長	山田 美鈴	副団長
3		練馬区教育委員会	統括指導主事	小林 宏幸	事務局
4		練馬区教育委員会	指導主事	都丸 裕貴	事務局
1	引率教員等	早宮小学校	主幹教諭	伊藤 早苗	全科
2		大泉第六小学校	主幹教諭	吉田 啓伸	全科
3		開進第一中学校	指導教諭	龍崎 宗子	理科
4		谷原中学校	主幹教諭	前田 健太	数学
5		大泉中学校	主幹教諭	佐々木 伸	英語
6		光が丘春の風小学校	主任教諭	栗本 エルベ	全科
7		光が丘第三中学校	主任養護教諭	宮岡 ちひろ	養護
8		石神井西中学校	主任教諭	中村 大樹	英語
9		北町小学校	教諭	山下 香穂乃	全科
10		三原台中学校	教諭	盛砂 ほのか	英語
添乗員 2人 (近畿日本ツーリスト)					